

## 小児病棟における小児看護特有の看護行為の時間量 と意味に関する研究:混合研究法による小児病棟の看護 管理のあり方の検討

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-09-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 萩原, 綾子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.20780/0002000006">https://doi.org/10.20780/0002000006</a>

氏名：萩原 綾子  
学位の種類：博士（看護学）  
学位記番号：甲 第52号  
学位授与年月日：令和4年3月22日  
学位授与の要件：学位規則第4条第1項該当  
論文題目：小児病棟における小児看護特有の看護行為の時間量と意味に関する  
研究:混合研究法による小児病棟の看護管理のあり方の検討  
論文審査委員：主査 教授 青木 雅子  
副査 教授 長江 弘子  
副査 教授 守屋 治代

## 論文内容の要旨

### I.はじめに

日本の少子高齢化は加速的に進み、小児医療の現場も影響を受けている。小児病棟では、看護師が医療的ケアに加えて、発達段階に合わせた看護を提供しているが、小児病棟の看護師の看護行為は実態を含め明らかになっていない。そこで、小児病棟における小児看護の特性の理解に基づく看護管理のあり方を検討するために、小児看護特有の看護行為の時間量と看護師が認識している意味について明らかにすることを本研究の目的とした。

### II.方法

研究デザインは、混合研究法の説明的順次デザインである。

第一段階：量的研究として、小児病棟の状況と、看護管理者が人員配置基準より多く配置すると判断した理由を、小児入院医療管理料 1,2,3 算定の小児病棟 356 施設の看護管理者を対象に調査した。第二段階の質的研究として、看護師が基準より多い配置の小児病棟について、看護師を対象に参加観察・タイムスタディ法を用いて小児看護特有の看護行為に関する内容や時間を調査した。明らかになった小児看護特有の看護行為について、第三段階：インタビューにより看護師が認識している行為の意味を明らかにした。最後に、全3段階の結果の統合と解釈を行った。東京女子医科大学の倫理審査を受け、承認を得て実施した（承認番号 5381）。

### III.結果

[第一段階：量的研究] 小児病棟 356 施設に送付し、84 通(回収率 23.6%)回収された。設置主体は、公立 30 施設(35.7%)、小児病棟の病床数 21～50 床が 58 施設(69%)であった。地域周産期医療センター 29 施設(29%)や総合周産期医療センター 17 施設(17%)など、周産期医療の機能を担う施設が多く、平均在院日数は 9 日以内(70%)、年間小児緊急入院患者数は 1000 人以上(29%)、800～999

令和4年10月

人(15%)と併せると約半数となった。家族の希望による付き添い可能59%、付き添いは「原則あり」32%であった。診療報酬上の基準より多い看護師の配置は48施設(57.1%)、配置人数は日中7対1の基準に対して4対1:21%、3対1:17%、3.5対1:15%であった。夜間は、夜間のみ基準通り29%、7対1:21%であった。基準より多い看護師配置を判断した理由は、「重症、医療的処置が多い子どもが多い」30施設(62.5%)、「新生児、乳児が多い」29施設(60.4%)であった。「清潔、栄養、排泄などの日常生活にかかわる看護行為に時間がかかる子どもが多い」と「医療安全・事故防止の対応に時間がかかる子どもが多い」は各々26施設(54.2%)、「幼児、学童前期の子どもが多い」25施設(52.0%)、「重症心身障害児などの身体的介護が多い子どもが多い」「コミュニケーションをとる上で時間がかかる子どもが多い」「遊びと成長・発達の援助技術に時間がかかる子どもが多い」16施設(33.4%)であった。

〔第二段階：質的研究〕小児病棟での経験5年以上の中堅以上の看護師に参加観察・タイムスタディとインタビューを実施した。看護師が実践した看護行為は19場面、合計3時間10分53秒が観察された。19場面を看護行為用語分類(日本看護科学学会2005)に照らすと、看護師が実践する看護行為は複数の看護行為を組み合わせで構成されていた。看護行為について時間量の多い順にみると、領域6【診察・検査・処置の介助(子ども：幼児)】3行為47分、領域1【バイタルサイン測定(乳児)】2行為30分、領域6【点滴静脈内注射・中心静脈輸液の管理(乳幼児)】4行為23分、領域4：情動・認知・行動への働きかけ等で、医療処置と関連する看護行為であった。複数の看護行為の組み合わせを領域ごとに整理すると合計126行為のうち、『領域4：情動・認知・行動への働きかけ』58行為と全体の46%を占めるという特徴があった。

〔第三段階〕インタビューガイドを用いて半構造化面接を行い内容分析の手法で、小児看護特有の看護行為における看護師が認識している意味を分析し、【子どもが安全に療養できるように看護師の五感を使ってケアする】【その子どもに合わせてケアを組み合わせで個別的なケアを創り出す】【パートナーとして家族を尊重し一緒に子どものケアに取り組む】【子どもと家族の権利を尊重して擁護者としてともに進む】の4カテゴリーが形成された。

〔結果の統合〕小児病棟の看護師が実施する看護行為は、複数の看護行為を組み合わせで主な目的である看護行為を実施しており、領域4情動・認知・行動への働きかけを頻回に繰り返していた。看護師は成長発達段階、疾患や病態、家族背景、子どもや家族の経験など多様な対象者に対して、その子どもに合わせてケアを組み合わせで個別的ケアを創りだし、子どもが安全に療養できるように五感を使ってケアするという意味付けをしていた。その上でパートナーとして家族を尊重し共に子どものケアに取り組むことを重要にしていた。基準より多い看護師配置を判断した看護管理者は「子どもは手がかかる」という単純な理由ではなく、子どもを対象にした看護行為の複雑性やその意味を勘案していると捉えられた。

## IV. 考察

小児看護特有の看護行為は複数の看護行為を組み合わせ、主な目的である看護行為を実施しており、特に情動・認知・行動への働きかけが時間量と関連していた。これまで、看護師が行う抱っこやあやすなどのケアは、必要性があるとしながらも言語化されておらず、ながら仕事や業務の中断と捉えられていた。しかし、抱っこやあやすケアは子どもの看護では主要であり、領域4は1つの看護行為の内に幾度もかつ適時適所で組み込まれ意味を持って意図的に行われている。小児看護の質向上においては、領域4の重要性と意味を認識した上で、看護師の人員配置を含む子どもの療養環境を整え、子どもと家族とパートナーシップを創りあげる仕組みを発展させ、小児看護と看護管理の在り方を講じていくことが必要である。

## 論文審査結果の要旨

本研究は、小児看護の特殊性や専門性について、これまで“小児の発達の特徴がゆえに”というような根拠薄弱な解釈に包含されてきた小児看護の現象を可視化した。小児看護特有の看護行為を、実態に基づく詳細な分析のもとに裏付けし、その意味と構成を解明しており、説明力の高い内容であるとともに臨床への示唆に富む意義ある研究結果が得られている。

我が国の小児看護の下位概念に新たな視座を与え、小児看護の看護管理体制の変革において、小児看護の行為の複雑さや特殊性という観点から実態を見出した。小児看護の実践には多くの時間が必要とされることや、なだめや遊びのケアのような小児看護に必須で特徴的なケアでありながらも看護技術として認識されにくい看護の技に関して、その実態の様相に時間と質の側面からの根拠を示したといえる。また、看護管理の概念を考える上でも、看護行為という次元から現象の様相を明らかにしたことは、看護管理における施策や管理者の認識、変革への具体的で実践可能な視点を加えたと考えられる。さらに、本研究方法は混合研究法の説明的順次デザインによる解明であり、現象の複雑さや意味が多面的に解釈され、結果を解釈・統合したジョイントディスプレイを用いて明示したことも評価される。

口頭試問と審査委員会では、混合研究法を用いた意義や理論的根拠と整合させた結果の統合と解釈の洗練化が求められるものの、本論文が小児看護学の概念に新たな観点を持った捉え方を提起しうる内容であり、その学術的意義は高いことが確認された。さらに、本研究結果は、我が国の小児に関する重点課題の解決に向けて、科学的根拠を伴う小児保健医療福祉の変革が期待される提言につながるものであり、博士論文に相応しい内容であると判断した。

以上、本論文は、小児病棟における小児看護の特性の理解に基づく看護管理のあり方、および小児看護特有の看護行為の意味について混合研究法により明らかにした。本研究は、小児看護の特殊性や専門性に関する現象を量的・質的な両側面から説明力のある結果を導き出しており、小児看護学の質向上に重要な貢献と

令和4年10月

なすとともに看護管理の在り方や改善に示唆を与えると考えられ、博士(看護学)の学位授与に値するものと結論する。